

## 市民意見の募集結果

小田原都市計画高度地区の運用基準の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原都市計画高度地区の運用基準の一部改正
政策等の案の公表の日	平成28年1月4日（月）
意見提出期間	平成28年1月4日（月）から平成28年2月2日（火）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	<p>マンションの容積率が緩和されると、居住者が増加する。</p> <p>若者の居住者も多くなり、マンション近隣の保育園の不足が予測される。</p> <p>マンションの建築にあわせて、保育の確保や誘致、指導をお願いしたい。</p>	D	<p>本市では、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育・保育の受け皿確保を進めています。</p> <p>社会状況の変化等によりニーズの大きな変動があった場合には、柔軟に計画の見直しを行い、対応してまいります。</p>
2	<p>マンションの容積率の緩和に伴い、居住者が増加した分だけ駐車場も必要になる。</p> <p>近隣の空き家の持ち主に駐車場が提供可能か確認する等の対策をとったかどうか。</p>	D	<p>マンションの建築にあたっては、その規模に応じて、関係法令に基づき駐車施設の配置が義務付けられています。</p> <p>また、駐車施設の配置場所については、マンションを建築する事業者が決定しております。</p>

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	<p>第1項（1）の規定について、県条例に基づく準則ではなく、市条例に基づく準則を用いることとします。</p>	<p>本市では、工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例（平成24年小田原市条例第28号）を施行し、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めているため、これまでの県条例に基づく準則ではなく、市条例に基づく準則を用いることとするものです。</p>